

第三十條 支店ノ組織ハ本組合ノ規定ニ依リテ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十一條 本組合ニ加入スル者ハ

第一 印刷出版業ニ従事スル者ニシテ

第二 本組合ノ利益ニ資スル者ニシテ

第三 本組合ノ規定ニ依リテ加入スル者ニシテ

第四 本組合ノ利益ニ資スル者ニシテ

第五 本組合ノ規定ニ依リテ加入スル者ニシテ

第六 本組合ノ利益ニ資スル者ニシテ

第七 本組合ノ規定ニ依リテ加入スル者ニシテ

第八 本組合ノ利益ニ資スル者ニシテ

第九 本組合ノ規定ニ依リテ加入スル者ニシテ

第十 本組合ノ利益ニ資スル者ニシテ

第十一 本組合ノ規定ニ依リテ加入スル者ニシテ

財団法人協同會大阪支所

第卅一條

メ本部理事會ノ承認ヲ受クベキモノトス  
本組合ノ規約統制ヲ亂ス者ハ理事會ノ決議ニ依リ除  
名ナスコトアルベシ

第卅二條

本規約ハ大會ニ於テ出席組合員三分ノ二以上ノ賛成  
者アルニアラザレバ變更スル事ヲ得ズ

日本労働 大阪印刷出版労働組合  
總同盟